

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 特許法施行令の一部改正

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特許料の額を定めること。

(第八条の二関係)

第二 実用新案法施行令の一部改正

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、実用新案登録料の額を定めること。

(第一条関係)

第三 意匠法施行令の一部改正

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、意匠登録料の額を定めること。

(第一条関係)

第四 商標法施行令の一部改正

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商標登録料の額を定めること。

(第四条から第六条まで関係)

第五 特許法等関係手数料令の一部改正

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国際意匠登録出願及び国際商標登録出願の個別手数料の

額を定めること。

(第二条の三及び第三条の二関係)

第六 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち、国際調査及び国際予備調査に関する手数料の引上げを行うこと。  
(第二条関係)

第七 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第八 附則

一 この政令は、特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十二号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとする。  
(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。  
(附則第二条から第四条まで関係)